

ID: 235

担当部署: 町民生活課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名根拠条項	大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第3条第2項		
例規番号	令和7年規則第23号		
【基準】	<p>第3条の規定による。 (許可証の交付)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定による申請の許可をするときは、一般廃棄物収集運搬業(変更)許可証(様式第4号)又は一般廃棄物処分業(変更)許可証(様式第5号)を、浄化槽法第35条第1項の許可をするときは浄化槽清掃業許可証(様式第6号)を交付するものとする。</p> <p>2 前項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかにその事項を記載した許可証再交付申請書(様式第7号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年9月25日	最終変更年月日	年 月 日